

ご契約者への情報提供サービス

郵送によるサービス

ご契約現況のお知らせ
ご契約ごとに毎年4回(1、4、7、10月)ご契約内容(積立金額、ユニット・プライス、死亡給付金額等)についてお知らせします。

変額個人年金保険(Ⅱ型)(特別勘定)決算のお知らせ
事業年度決算後、特別勘定の運用実績や運用収支状況等についてお知らせします(毎年7月末頃)。

電話によるサービス

アクサ フィナンシャル生命カスタマーサービスセンター

0120-933-399 (無料)
フリーコール
9:00 ~ 18:00
(土日祝日および12月31日~1月3日を除く)

- 契約内容、特別勘定の運用状況についてのご照会
 - スイッチング(積立金の移転)のお手続き(※)
 - 契約内容の変更や給付金請求等の各種お手続き
 - 各種お問い合わせ
- ※事前の登録が必要です

インターネットによるサービス

アクサ フィナンシャル生命ホームページ

<http://www.axa-financial.co.jp>

- 最新の会社案内、商品案内
 - ユニット・プライス推移、特別勘定の運用実績
 - 「ご契約者さま専用インターネットサービス」によるご契約内容・積立金の照会、スイッチング(積立金の移転)のお手続き(※)
- ※事前の登録が必要です

生命保険募集人について

荘内銀行の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ フィナンシャル生命保険株式会社との保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ フィナンシャル生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。また荘内銀行は、取引商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。

Q's パレットαのご購入に際しては、必ず変額保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。
お客さまの担当者である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、アクサ フィナンシャル生命カスタマーサービスセンターにご相談ください。

- 本商品はアクサ フィナンシャル生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり元本保証はありません。預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- 本商品のご購入に関して、お客さまと荘内銀行との銀行取引に影響を及ぼすことはありません。

募集代理店
株式会社荘内銀行



〒997-8611
山形県鶴岡市本町1丁目9番7号

引受保険会社



〒160-8335 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト 10F
TEL 03-6911-9100 FAX 03-6911-9260
<http://www.axa-financial.co.jp>

お問い合わせ窓口：カスタマーサービスセンター

0120-933-399 (無料)
9:00~18:00(土日祝日および12月31日~1月3日を除く)
フリーコール

Q's パレットα



はじめよう、国際分散投資!



この商品は新規の販売を停止しています。
記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

募集代理店



引受保険会社



⚠️ ご注意いただきたい事項

投資リスクについて

この保険の据置（運用）期間中の運用は特別勘定で行われます。特別勘定資産の運用実績に基づいて年金額、死亡給付金額および解約払戻金額等が変動（増減）します。特別勘定資産の運用は、株式および公社債等の価格変動と為替変動等に伴う投資リスクがあり、運用実績によってはお受け取りになる年金額や解約払戻金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。これらのリスクはすべてご契約者に帰属します。

諸費用について

保険関係費	特別勘定の資産総額に対して年率 1.5% /365日を毎日積立金から控除します。								
解約控除	契約日または増額日から7年未満の解約または減額の場合、経過年数に応じ、積立金額に対して 7%~1% を解約時に積立金（減額時は減額に相当する積立金）から控除します。								
	経過年数	1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	7年未満	7年以上
	解約控除率	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	0%
年金管理費	年金支払開始日以後、支払年金額の 1% を年金支払日に控除します。								
資産運用関係費	日本株式型Ⅱ	年率 1.082% 程度							
	日本中小型株式型Ⅱ	年率 1.26% 程度							
	海外株式型Ⅱ	年率 0.84% 程度							
	海外債券型Ⅱ	年率 0.7035% 程度							
	ハイブリッド株式型Ⅱ	年率 0.987% 程度、実質年率 2.016% 程度 ※この他に実績報酬がかかる場合もあります。							
	ハイブリッド・バランス型Ⅱ	年率 1.26% 程度、実質年率 1.785% ±0.2% 程度							
	世界分散型Ⅱ	年率 0.9975% 程度							

※詳しくは15ページをご覧ください。

商品パンフレット



変額個人年金保険（Ⅱ型）【無配当】

商品パンフレット	1
はじめに	2
Q's パレットαのしくみと特徴	4
特別勘定ラインナップ	6
特別勘定の選択（ポートフォリオの組立て）	8
モデルタイプの構築方法について	9
特別勘定の変更（ポートフォリオの組替え）	10
毎月積立（規則的増額）・増額	11
税金のお取扱い	12
ご契約について	14
Q's パレットαにかかる費用	15
保険の世界ブランド「AXA」	16
ご契約のしおり	19
約款	67
特別勘定のしおり	107
金融商品取引法 第2条第31項第4号に規定する「特定投資家」の方へ	317



ゆとりあるセカンドライフには 自助努力＝資産運用が必要です。 Q's パレットαで、 自分でつくる国際分散投資、 はじめましょう。

公的年金だけで間に合いますか？

退職後のセカンドライフは趣味に没頭したり、海外旅行に出かけたり…。そんな夢をお持ちの方も少なくないでしょう。ところでセカンドライフの生活費のベースになるのが「公的年金」ですが、少子高齢化の急速な進展などで、自助努力がますます大事な時代になっています。

公的年金で、ゆとりある生活は…？

そもそもセカンドライフにはどれだけの資金が必要でしょうか？平成20年の総務省家計調査によると、夫婦2人の老後支出は月額平均約28万円。一方、ゆとりある老後の生活費として必要な額は、生命保険文化センターの調査によると月額38万円となり、図1のように公的年金だけでは不足します。

ゆとりあるセカンドライフ 資金準備はどれだけ必要？

ご存知のとおり日本は世界有数の長寿国。図2のようにセカンドライフは多くの場合、20年以上に上ります。たとえば図3のように、65歳から85歳までの20年間、月16万円を賄おうとした場合、16万円×12ヵ月×20年＝3,840万円の資金が必要となります。ゆとりあるセカンドライフを実現するためには、資金を殖やす工夫も必要かもしれません。



図1 ゆとりあるセカンドライフに必要な資金は？
ゆとりある老後の生活費と公的年金額



* 老後を夫婦2人で暮らしていく上で必要と考える費用
 ※1 平成19年度「生活保障に関する調査」(生命保険文化センター)
 ※2 平成18年度「社会保険事業の概況」(社会保険庁)

図2 何歳まで生存できる？

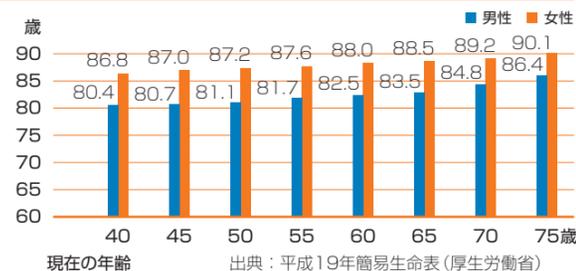
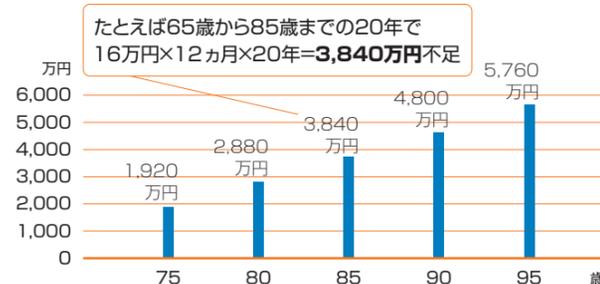


図3 長生きには、こんなに資金が必要！
65歳から月16万円の不足分を賄う場合の必要額

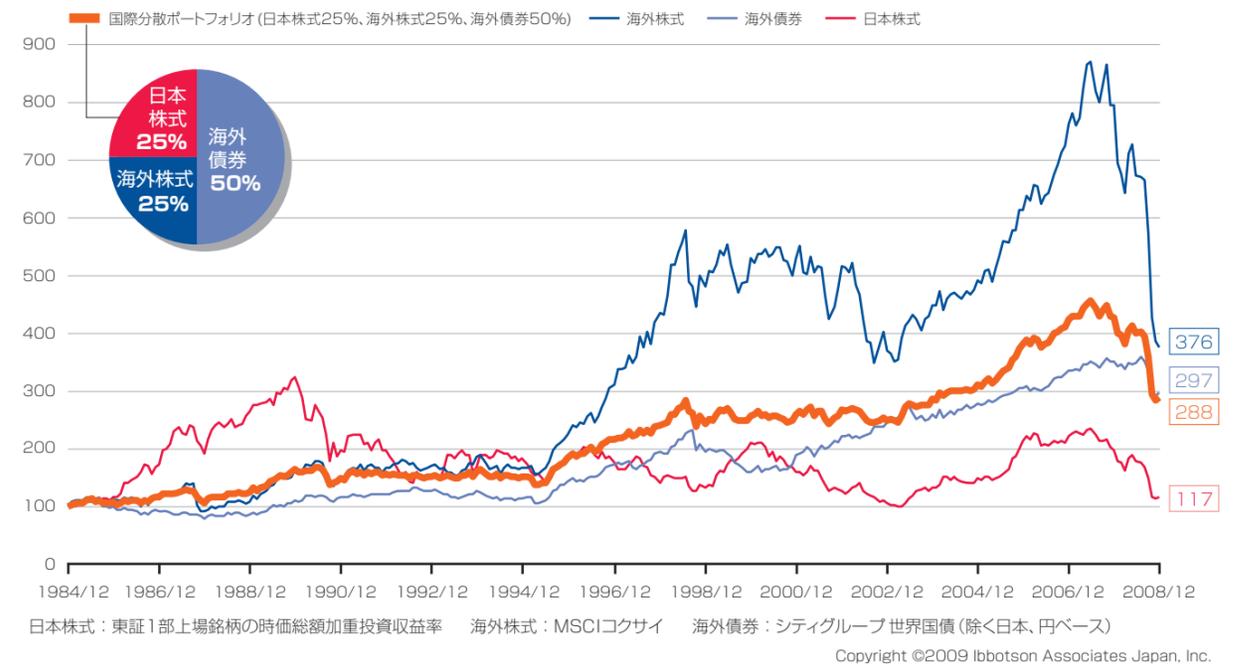


資産運用の鉄則は「国際分散投資」と言われています

国際分散投資とは、値動きの違う資産を組合わせて、資産の価格変動リスクを抑える運用方法です。下のグラフは、日本株式、海外株式、海外債券、およびそれらを組合わせた国際分散ポートフォリオの資産額推移を示したものです。個別の資産に比べ国際分散ポートフォリオの値動きは概ね安定的に推移しています。



図1 各資産と国際分散ポートフォリオの資産額推移 (1984年12月末～2008年12月末)

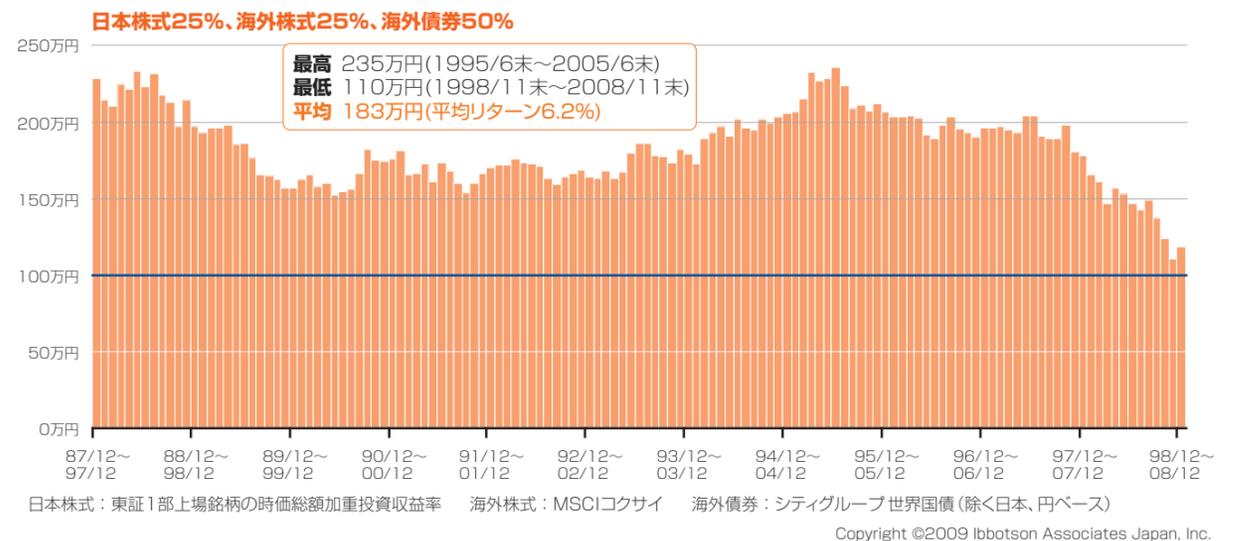


たとえば100万円を10年間国際分散投資すると…

下の図は、「たとえば100万円を元本に10年間国際分散投資したと仮定すると10年後にはいくらになったか」を示したものです。1987年12月末からのデータで見ると、10年後に投資元本を下回るケースはなく、最高で235万円、最低でも110万円の運用成果となっており、平均では183万円(年平均リターン6.2%)となっています。



図2 10年間国際分散投資した場合の運用成果 (投資開始月：1987年12月末～2008年12月末)



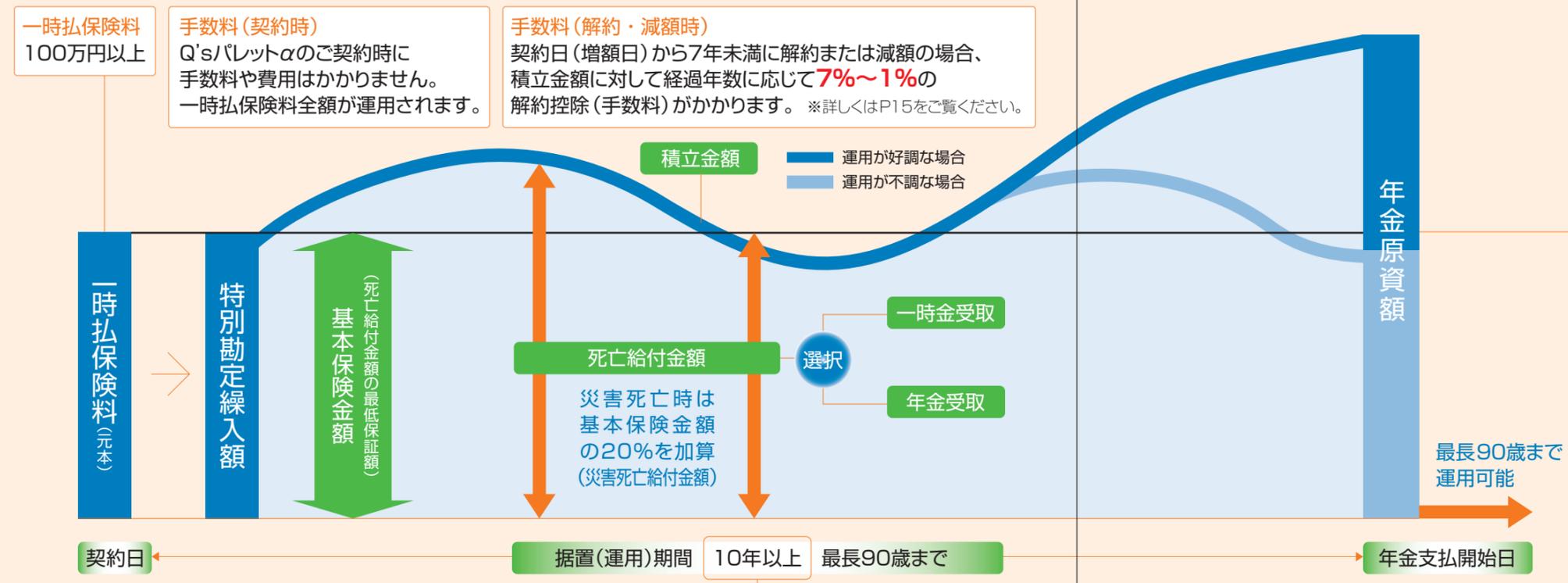
⚠️本ページは情報提供を目的としており、いかなる投資の推奨・勧誘を行うものではありません。過去のパフォーマンスは将来のリターンを保証するものではありません。
 ⚠️本ページはQ'sパレットαに設定されている特別勘定を説明したものではありません。



Q'sパレットαのしくみと特徴

変額個人年金保険(Ⅱ型) Q'sパレットαは、一時払保険料をもとに、お客さまご自身で特別勘定を自由に選んで資産運用する年金保険です。「資産運用」「年金」「保険」の3つの機能を持っています。

「80歳(被保険者)」の方まで「職業告知のみ」でご加入可能(契約者年齢の制限なし)



契約後3年から「早期受取プラン」への移行も可能です。

△ Q'sパレットαは特別勘定の運用実績に応じて積立金額(=解約払戻金額)・年金額・死亡給付金額が変動(増減)する保険です。死亡給付金額は払込保険料相当額である基本保険金額が最低保証されますが、積立金額(=解約払戻金額)・年金額には最低保証はありませんので、払込保険料を下回る場合もあります。
 △ 年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は年金支払開始日の前日末の積立金額(年金原資)ならびに年金支払開始時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されるものですので、年金支払開始日まで確定しません。なお、年金支払日に一旦確定した年金額は、以後変動せず一定となります。

年金受取

確定年金(年金支払期間:5年・10年・15年)
 所定の年金支払期間に年金受取

年金支払期間

年金の受取期間

将来の年金受取に代えて、年金を一括で受け取ることも可能です。また、年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、残存期間に対する年金現価に相当する額が一括して死亡一時金として支払われます。

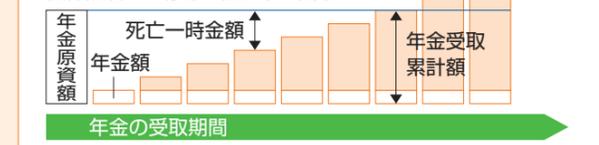
保証期間付終身年金(保証期間:5年・10年・15年)
 被保険者ご存命の限り年金受取

保証期間

年金の受取期間

将来の年金受取に代えて、年金を一括で受け取ることも可能です。また、保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、残存保証期間に対する年金現価に相当する額が一括して死亡一時金として支払われます。

一時金付終身年金
 被保険者ご存命の限り年金受取



将来の年金受取に代えて、年金を一括で受け取ることも可能です。また、被保険者がお亡くなりになった場合、年金受取累計額が年金原資に満たないときには、差額に相当する額が一括して死亡一時金として支払われます。

年金一括受取

まとまった資金が必要なときは、年金を一括でお受け取りいただくことも可能です。

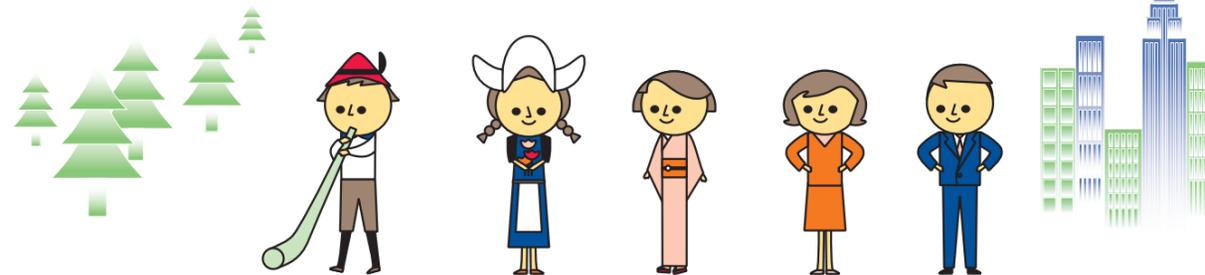
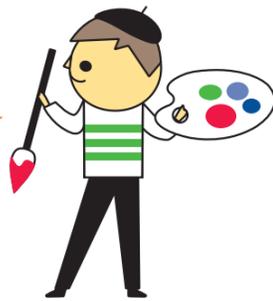
「早期受取プラン(年金支払移行特約)」について

- 契約日から3年以上経過後、特別勘定の運用を終了し、その時点の解約払戻金額*をもとに年金支払への移行が可能(解約払戻金全額に限る。一部のみの移行は不可)
 - 年金種類は確定年金のみ。年金支払期間は5年~40年から選択可能(年金支払の終了年齢が105歳以下となる範囲)
- * 契約日(増額日)から7年未満の場合、解約控除が差引かれます。

<h3>1</h3> <h4>7本の特別勘定から選び方自由自在 モデルタイプでカンタン分散投資も可能</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 厳選された7本の特別勘定から自由に選んで運用 ● 2タイプの分散投資モデルタイプをご用意 ● ご契約後もスイッチング(積立金の移転)で自由に特別勘定の組替えが可能 <p>詳しくはP6~10をご覧ください。</p>	<h3>2</h3> <h4>ライフプランにあわせた 運用成果の受取</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 解約または基本保険金額の減額により解約払戻金額をお受け取り ● 多彩な年金でお受け取りいただけるほか、一括受取も可能(年金支払開始日を繰上げまたは繰下げ可能*) ● 契約後最短3年から年金の早期受取も可能(年金受取希望時に「年金支払移行特約」の付加が必要) <p>* 最長90歳まで</p>	<h3>3</h3> <h4>万が一の死亡保障は元本額を最低保証 受取方法も2タイプ</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 万一の時には、死亡日時時点の積立金額と基本保険金額(=払込保険料相当額)のいずれか高い金額を死亡給付金としてお受け取り ● 死亡給付金は一時金でお受け取りいただくか、または年金支払特約を付加することで年金形式でお受け取りいただくことも可能(ご契約時には36年確定年金のみ選択可) 	<h3>4</h3> <h4>税務面の魅力</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 運用収益の課税繰延べ(複利の運用効果) ● 死亡給付金の相続税非課税枠(500万円×法定相続人数) ● 年金受給権の評価(相続税法第24条) <p>詳しくはP12~13をご覧ください。</p>
--	---	--	---

特別勘定ラインナップ

Q's パレットαでは、お客さまに質の高い資産運用サービスをご提供するため、業界有数の運用会社による厳選された7本の専用特別勘定をご用意しました。お客さまのお好みに合わせて7本の特別勘定から組合わせて機動的な資産運用が可能です。



特別勘定名称	運用方針	主な運用対象の投資信託	資産運用関係費	投資信託の運用会社
日本株式型Ⅱ 	日本の経済および産業構造の中長期的展望に基づき、今後有望とみられる成長産業、成長企業の国内株式を主な投資対象とする投資信託に主に投資することによって東証株価指数を中長期的に上回る投資成果をあげることが目標にします。	シュローダー 日本株式 オープン VA (適格機関投資家専用)	年率 1.082% 程度 (税抜 1.03% 程度)	シュローダー証券投信投資顧問株式会社
日本中小型株式型Ⅱ 	日本の経済および産業構造の中長期的展望に基づき、今後有望とみられる中小企業の国内株式を主な投資対象とする投資信託に主に投資することにより、中長期的に高い投資成果をあげることが目標にします。	SG ターゲット・ジャパン・ファンド VA (適格機関投資家専用)	年率 1.26% 程度 (税抜 1.20% 程度)	ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント株式会社
海外株式型Ⅱ 	日本を除く世界各国の株式を主な投資対象とする投資信託に主に投資することによって MSCI KOKUSAI インデックス (円換算ベース) に連動した投資成果をあげることが目標にします。	PRU 海外株式マーケット・パフォーマー	年率 0.84% 程度 (税抜 0.80% 程度)	ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
海外債券型Ⅱ 	日本を除く世界各国の公社債を主な投資対象とする投資信託に主に投資することにより、シティグループ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース) に連動した投資成果をあげることが目標にします。	年金積立 インデックスファンド 海外債券 (ヘッジなし) 『DC インデックス海外債券 (ヘッジなし)』	年率 0.7035% 程度 (税抜 0.67% 程度)	日興アセットマネジメント株式会社
ハイブリッド株式型Ⅱ 	内外株式市場において株式の買建て、売建てを同時に行う投資信託に主に投資することにより、様々な相場変動に影響されずに中長期的に安定した投資成果をあげることが目標とします。	ユナイテッド 日米株式マーケット・ニュートラル 『ツインライト』	年率 0.987% 程度 実質年率 2.016% 程度 (税抜 0.94% 程度、 実質 1.92% 程度) ※この他に実績報酬がかかる場合もあります。	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
ハイブリッド・バランス型Ⅱ 	複数の投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引等ならびにこれらに関連する派生商品 (先物取引およびオプション取引等) に積極的に分散投資を行うことにより、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。	ユナイテッド・マルチ・マネージャー・ファンド 1 『フルーツ王国』	年率 1.26% 程度 実質年率 1.785% ± 0.2%程度 (税抜 1.20% 程度、 実質 1.70% 程度)	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
世界分散型Ⅱ 	世界各国の株式、公社債および日本を除く世界各国の不動産投資信託 (REIT=Real Estate Investment Trust) を主な投資対象とする投資信託に主に投資することによって、中長期的に高い投資成果をあげることが目標にします。基本配分は、国内株式 20%、外国株式 30%、国内債券 10%、外国債券 30%、不動産投資信託 (REIT) 10% としますが、市況の見通しに応じて機動的な変更を行うことがあります。市況動向等を勘案して為替ヘッジを行うことがあります。	大和住銀世界資産バランスVA (適格機関投資家限定)	年率 0.9975% 程度 (税抜 0.95% 程度)	大和住銀投信投資顧問株式会社

特別勘定について

- Q's パレットαの各特別勘定は、変額個人年金保険 (Ⅱ型) にかかわる資産の管理、運用を行うための勘定として、他の保険種類にかかわる資産 (一般勘定) とは区分して管理、運用を行います。
- 変額個人年金保険 (Ⅱ型) には、複数の特別勘定グループが設定されています。Q's パレットαには「特別勘定グループ (荘銀Ⅱ)」が設定されています。特別勘定は、投資信託で運用するほかに、保険契約の異動等に備えて一定の現預金等を保有しているため、投資信託の運用実績と特別勘定の運用実績は必ずしも一致するものではありません。
- 特別勘定および特別勘定の主な運用対象となる投資信託の内容が変更されることがあります。

特別勘定グループについて

- 変額個人年金保険 (Ⅱ型) には、複数の特別勘定グループが設定されており、保険契約お申込みの際に、ご契約者から特別勘定グループをご指定いただけます。変額個人年金保険 (Ⅱ型) Q's パレットαには、「特別勘定グループ (荘銀Ⅱ)」が設定されており、保険料繰り入れおよび積立金の移転は「特別勘定グループ (荘銀Ⅱ)」に属する特別勘定に限定されます。「特別勘定グループ (荘銀Ⅱ)」以外の特別勘定グループに属する特別勘定への保険料の繰り入れおよび積立金の移転はできません。
- 変額個人年金保険 (Ⅱ型) には、「特別勘定グループ (荘銀Ⅱ)」以外にも特別勘定グループが設定されており、ご加入される窓口により特別勘定グループが異なる場合があります。「特別勘定グループ (荘銀Ⅱ)」以外の特別勘定グループの内容につきましては引受保険会社へお問い合わせください。

特別勘定の選択（ポートフォリオの組立て）

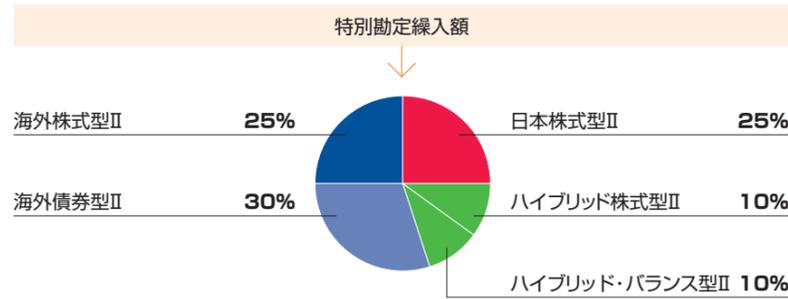
Q's パレットαでは、7本の特別勘定から自由に選んでオリジナルのポートフォリオ構築が可能です。また、どなたでもカンタンに国際分散投資を実践していただけるように、「組合わせて分散投資」と「1つのファンドで分散投資」の2つのコースをご用意しました。また「組合わせて分散投資」では、「バランス・株式50」「バランス・株式70」のモデルタイプを選択できます。お客さまの運用スタンスに応じて、お好みのプランをご選択ください。

COURSE 1 組合わせて分散投資

世界的な投資コンサルティング会社「イボットソン・アソシエイツ」の協力のもと、「バランス・株式50」「バランス・株式70」の2つのモデルタイプをご用意しました。

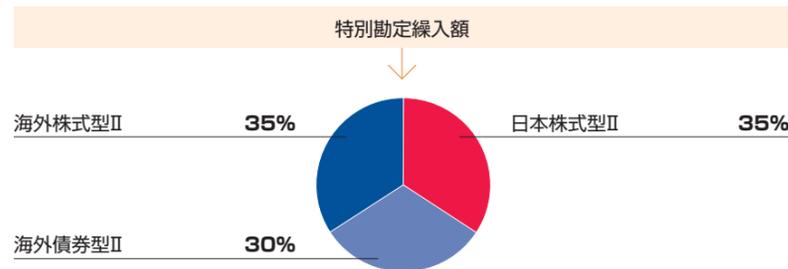
「バランス・株式50」

長期的な視点で、安定性と収益性のバランスを重視したプランです。日本株式に25%、海外株式に25%投資することにより、高い収益性を目指しながら、海外債券に30%、ハイブリッド型に20%投資することにより、パフォーマンスの安定性を確保します。



「バランス・株式70」

長期的な視点で、収益性を重視したプランです。日本株式に35%、海外株式に35%投資することにより、積極的に高い収益性を目指す一方、海外債券に30%投資することにより、リスク分散を図ります。



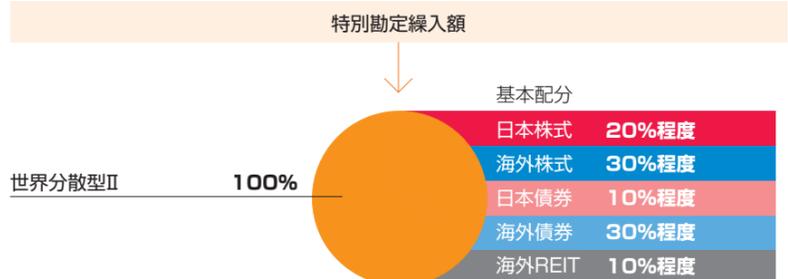
⚠️ 上記はご契約時の特別勘定繰入割合です。ご契約後、積立金額は各特別勘定の運用成果によって変動しますので、上記の繰入割合が据置（運用）期間中一定に保たれるわけではありません。ご契約時の特別勘定繰入割合をご契約後も定期的に一定に保ちたい場合は、ご契約時に「リバランス（積立金構成割合の自動調整）」をお申込みください。
 ※リバランスについて詳しくはP10をご覧ください。
 ※各特別勘定の内容について詳しくはP6、7をご覧ください。

COURSE 2 1つのファンドで分散投資

国内外の5つの資産に分散するQ's パレットαオリジナルの特別勘定をご用意しました。

「世界分散型II」

「日本株式」「海外株式」「日本債券」「海外債券」「海外REIT（不動産投資信託）」へ分散投資を行う特別勘定に100%投資することにより、資産の中長期的な成長を目指します。



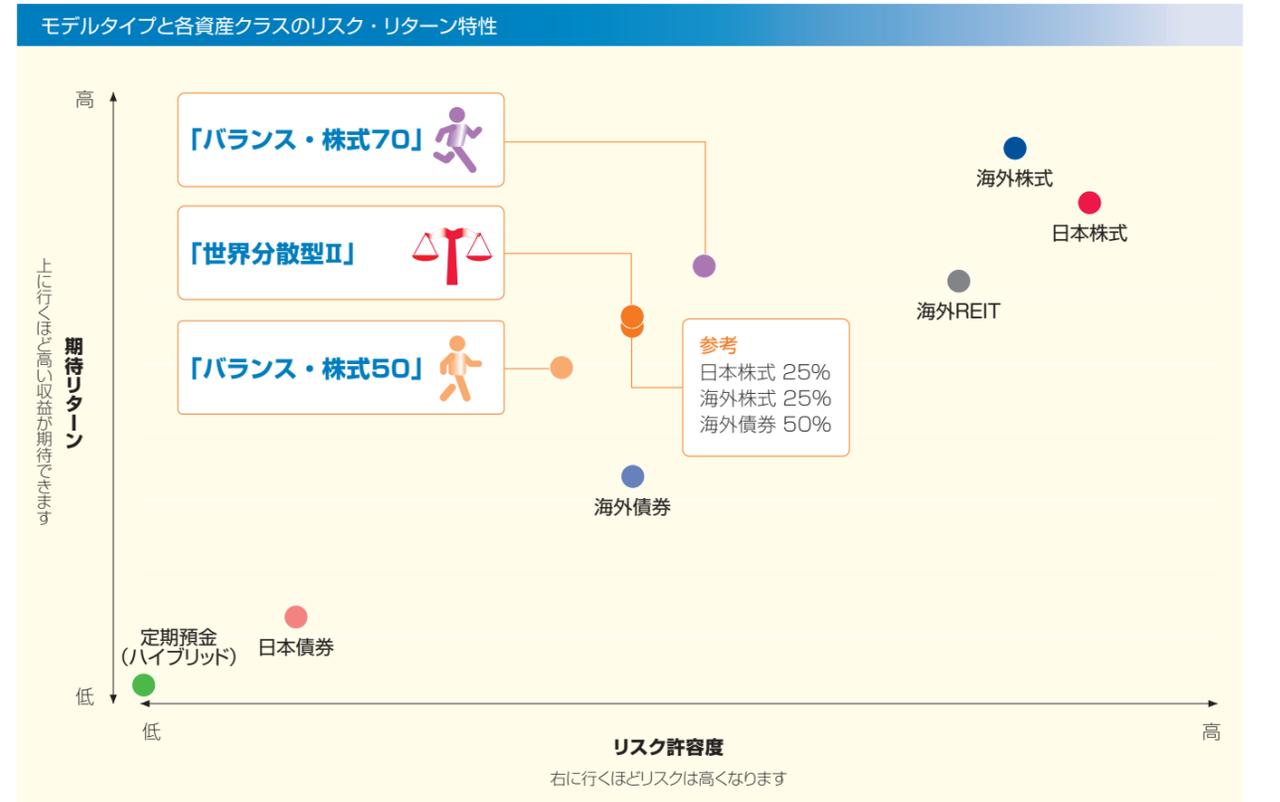
※「世界分散型II」の内容について詳しくはP6、7をご覧ください。

モデルタイプの構築方法について

価格変動リスクを分散しつつ長期的に高いリターンを確保するために、複数の資産を組み合わせることによって、同じリスク水準ならば期待収益率が最も高くなるように、また同じ期待収益率ならばリスクが最も低くなるようにモデルタイプを構築します。

モデルタイプを構築する際に必要な各資産の期待収益率・リスク（標準偏差）・相関係数などの前提係数は、イボットソン・アソシエイツ社が独自のデータを用いて標準的な経済金融理論に基づき推計しています。

アクサ フィナンシャル生命は、イボットソン・アソシエイツ社の協力に基づき、各資産のさまざまな組合せについて比較分析（最適化計算）を行い、「バランス・株式50」「バランス・株式70」の2つのモデルタイプを構築しました。



⚠️ この図は代表的な指数をもとに各資産のリスク・リターンを計算してイメージ化したものであり、リターンやリスクの水準を保証するものではありません。（2008年6月時点）
 ⚠️ モデルタイプは、世界的に有名な投資コンサルティング会社「イボットソン・アソシエイツ」の第三者の中立的立場からの協力により、アクサ フィナンシャル生命が作成したものです。モデルタイプは、あくまでも参考情報であり、いかなる投資の推奨・勧誘を行うものではありません。また、将来のリターンを保証するものではありません。
 ⚠️ アクサ フィナンシャル生命、イボットソン・アソシエイツは、モデルタイプの選択による将来の運用実績について一切の責任を負いません。

Ibbotson Associates

イボットソン・アソシエイツとは
 イボットソン・アソシエイツは、長期の投資収益率データから分散投資の効果を実証した先駆者の一人であるロジャー・イボットソン教授（イェール大学）が、1977年に米国シカゴに設立したアセットアロケーションを専門とするコンサルティング会社です。米国、日本をはじめ世界中の多くの金融機関や投資運用業界に、さまざまな資産クラスの期待収益率・リスク推計値や、モデル・ポートフォリオ、投資分析サービス、投資教育プログラム等を提供しています。
www.ibbotson.co.jp

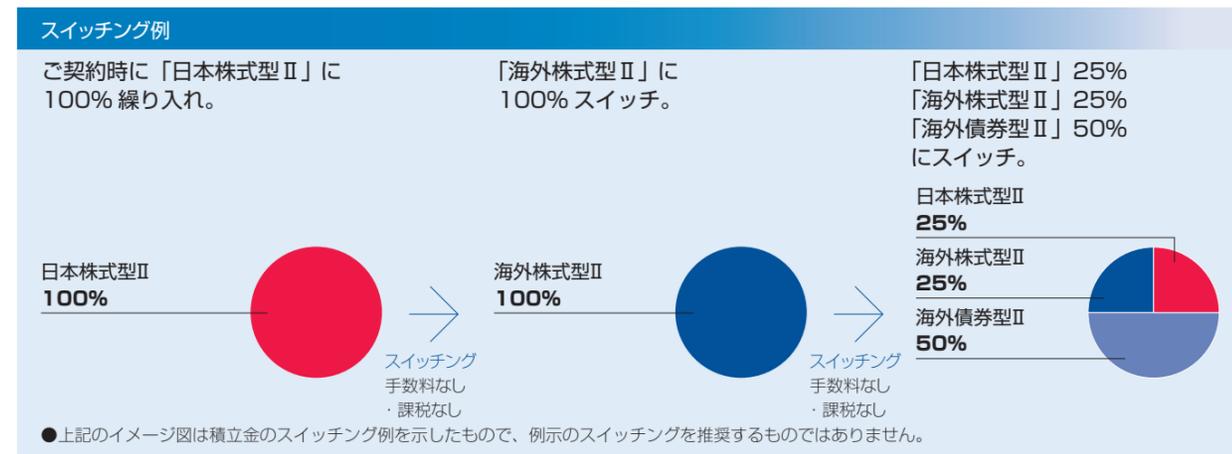
特別勘定の変更（ポートフォリオの組替え）

お客さまの投資スタンスの変更やマーケットの変動等に対応するため、特別勘定を組替える機能をご用意しています。書面でのお手続きに加え、事前に登録しておけば、インターネットやお電話でもお手続きが可能です。

スイッチング（積立金の移転） 年間12回（手数料無料）

インターネット・お電話でカンタンお手続き（事前登録が必要となります）

お客さまのご判断によって、積立金を他の特別勘定に移転し、積立金のポートフォリオをお手軽に組替えるサービスです。スイッチングは年間12回まで可能で、手数料は無料です。また、スイッチング時の課税はありません。



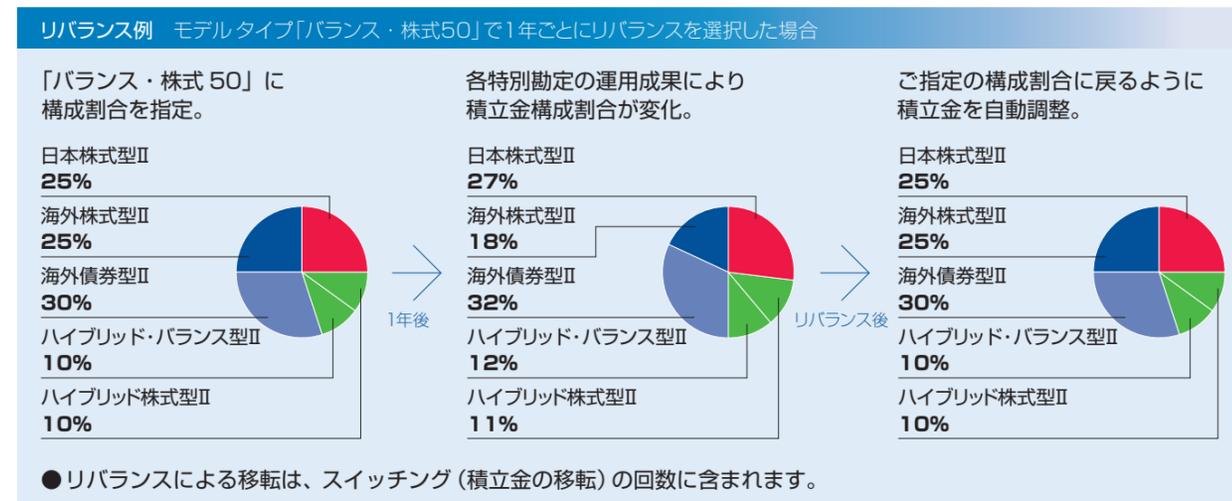
積立金の自動移転（ドルコスト）

あらかじめお客さまから①移転元特別勘定、②移転先特別勘定、③移転する積立金額（1円以上、1円単位）、④期間（1ヵ月ごと、3ヵ月ごと、6ヵ月ごと、1年ごと、のいずれか）を指定いただくことにより、一定期間ごとに自動的に指定の特別勘定に移転することができます。

⚠ 取扱開始時の積立金残高が50万円以上である必要があります。

リバランス（積立金構成割合の自動調整）

スイッチング（積立金の移転）を定期的・自動的にを行うサービスです。あらかじめご指定いただいた積立金の構成割合を一定に保つよう、ご指定いただいた期間ごとに定期的に構成割合を自動調整するサービスです。指定期間は、1年ごと、6ヵ月ごと、3ヵ月ごとから選択できます。

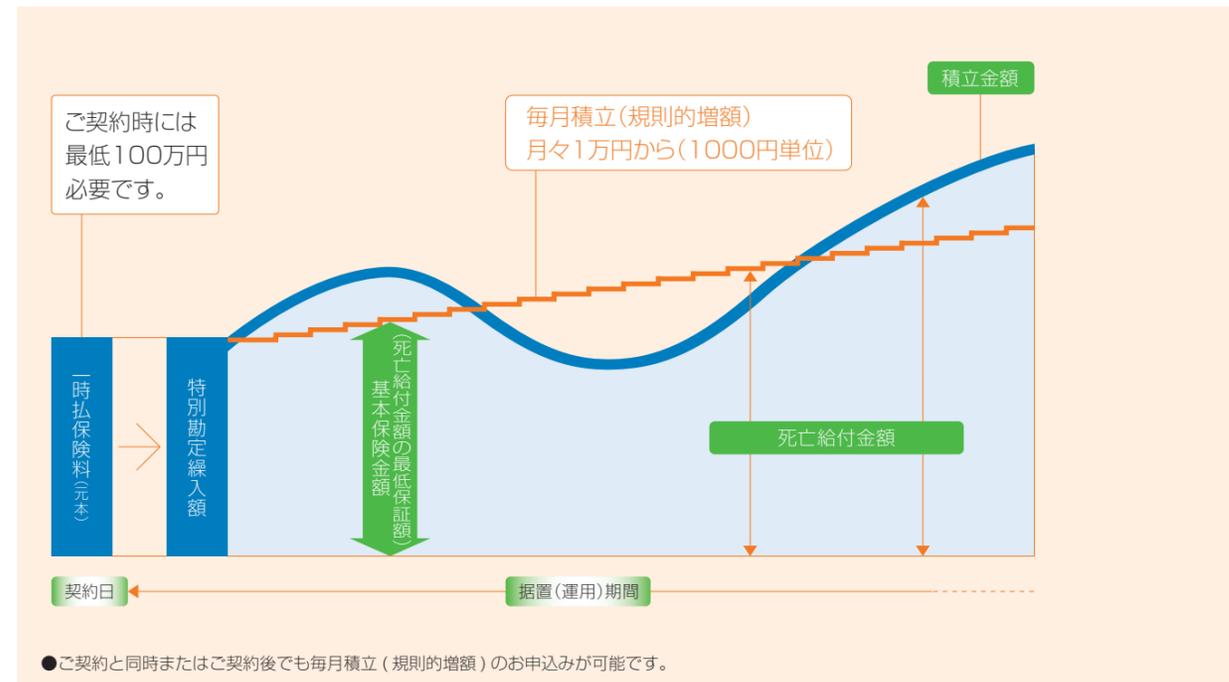


リバランスの効果とは？

資産配分が当初設定の割合から変化した場合に、それを一定の構成割合に維持するために調整しながら運用する方法を「リバランス運用」といいます。分散投資の効果を長期的に保つために有効な運用手法として用いられています。「リバランス」を指定すれば、特別勘定の積立金の構成割合が一定期間ごとに自動調整されますので、運用成果により随時特別勘定を変更する手間がかからず、長期にわたって効率的な分散投資が可能です。

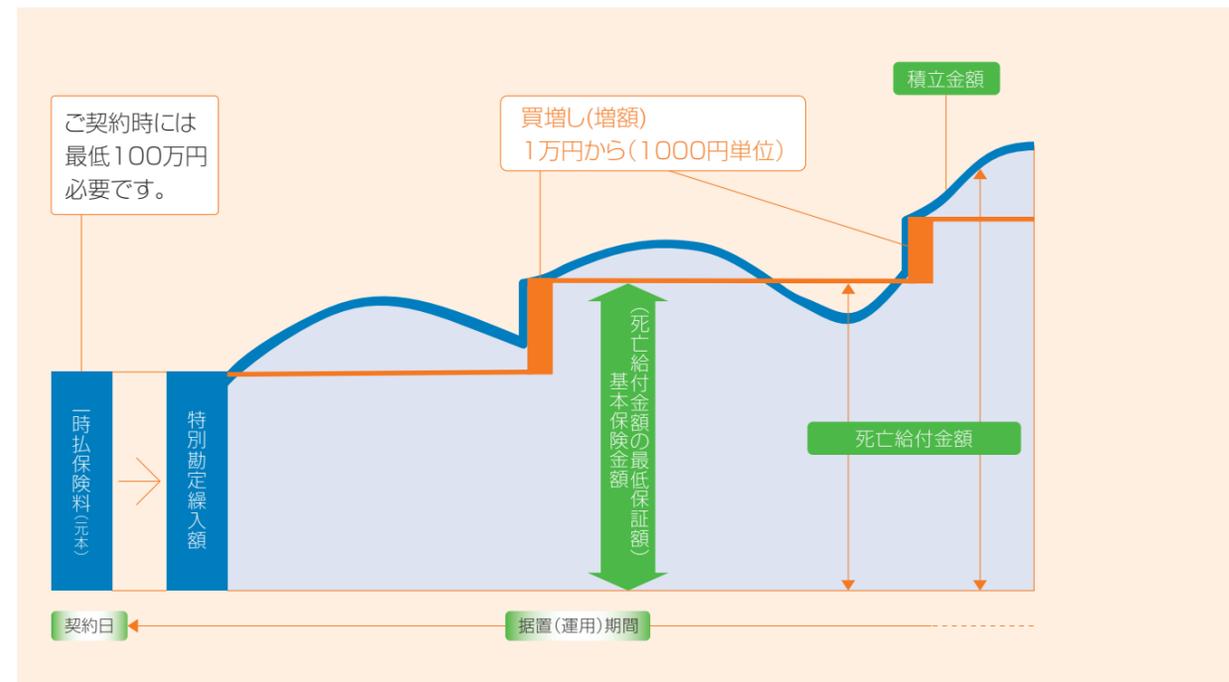
月々1万円からの毎月積立も可能です

ご契約時の一時払保険料に加え、月々1万円からの口座振替による毎月積立（規則的増額）も設定可能です。「なかなかお金を貯められない」という方も、手間いらずで将来に備えることができます。



ご希望の時期に買増しも可能です

据置（運用）期間中、いつでもご希望の時期に買増し（増額）することができます。お客さまの資金計画に合わせた中長期的な将来準備が可能です。買増し（増額）は1万円からお取扱いします。



税金のお取扱い

保険料支払時の税務

生命保険料控除

一時払保険料は、お申込みいただいた年の生命保険料控除の対象となり、所得税と住民税の負担が軽減されます（個人年金保険料にかかる控除の対象とはなりません）。

据置（運用）期間中の税務

解約・減額時の税務

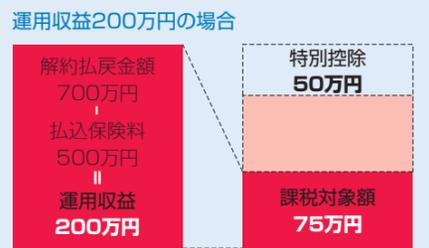
運用収益（解約払戻金額から払込保険料を差引いた金額）に対して課税されます。

年金の種類	解約・減額までの期間	
	ご契約から5年以内	ご契約から5年超
確定年金	20% 源泉分離課税	一時所得
保証期間付終身年金		一時所得
一時金付終身年金		一時所得

一時所得について

他の一時所得と合算して特別控除年間50万円までは非課税扱いで、50万円をこえる部分の2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

$$\text{課税対象額} = \{ \text{解約払戻金額} - \text{払込保険料} - \text{特別控除50万円} \} \times 1/2$$



●他に一時所得がないと仮定した場合

運用収益の課税繰延べ

特別勘定の主な運用対象となる投資信託の分配金は課税されることなく、自動的に再投資されます。これにより長期の資産運用において複利の運用効果が期待できます。



死亡給付金の相続税非課税枠

死亡給付金受取人が契約者の相続人の場合、一定の金額が非課税扱いとなります。

死亡給付金の相続税非課税枠 = 500万円 × 法定相続人数

●「契約者＝被保険者」であることが必要です。また、すべての生命保険契約の死亡給付金・死亡保険金との合算となります。

例 被相続人 相続人 500万円 × 4人 = 2,000万円 までが非課税扱い

夫 夫 妻 長男 長女 次女
契約者 被保険者 死亡給付金受取人

現預金2,000万円の場合

現預金 2,000万円 相続税の対象となる価格 2,000万円

死亡給付金額2,000万円の場合

死亡給付金額 2,000万円 相続税の対象となる価格 0万円

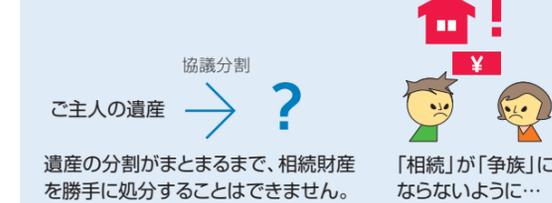
死亡給付金を一時金受取された場合の税務

契約形態によって異なります。

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税
夫	夫	妻	相続税
夫	妻	夫	所得税（一時所得）
夫	妻	子	贈与税

財産を誰に遺す？

遺産の分割



Q'sパレットαの死亡給付金は？

死亡給付金は受取人固有の財産で、協議分割の対象外です。

死亡給付金 例えば1,000万円

左記は死亡給付金受取人を奥様に指定した場合です。死亡給付金受取人は、お子様を指定したり、奥様とお子様など複数人を指定することも可能です。

保険会社 → 奥様

死亡給付金は、必要書類を受付けた日の翌日から起算して5営業日以内にお支払いします。

●事実確認のために特に時日を要する場合があります。

死亡給付金を年金形式で分割受取された場合の税務

契約形態や年金受取の申出時期により異なります。

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	年金受取申出時期	給付金支払事由発生時の課税	年金受取時の課税
夫	妻	夫	死亡前に申出	なし	雑所得
			死亡後に申出	一時所得	
夫	夫	妻	死亡前に契約者より申出があり、死亡後に受取人より変更の申出がない場合	相続税法第24条の規定により評価した価額に対して相続税（下記例示参照）	
			死亡後に申出	死亡給付金に対して相続税	

相続税法第24条に基づく評価

契約時に年金支払特約（36年確定年金）を付加し、死亡後に受取人より変更の申出がなく、年金額300万円の場合の評価額

夫 夫 妻
契約者 被保険者 死亡給付金受取人

年金総額

$$\text{年金総額} = \text{年金額} 300\text{万円} \times \text{残存期間} 36\text{年} = \text{年金総額} 1\text{億}800\text{万円}$$

相続税法第24条に基づく評価額

$$\text{年金総額} 1\text{億}800\text{万円} \times \text{評価割合} 20\% = \text{評価額} 2,160\text{万円}$$

※年金の残存期間36年の場合の評価割合

●例示のケースの場合、さらにP12の「死亡給付金の相続税非課税枠」が適用され、「500万円×法定相続人数」が非課税扱いとなります。

年金総額1億800万円の場合



年金受取時の税務

年金の種類	毎年の年金受取時	年金の一括受取時
確定年金	雑所得	一時所得
保証期間付終身年金		雑所得
一時金付終身年金		雑所得

●年金受取人がご契約者以外の場合、年金支払開始時に相続税法第24条に基づく評価額に対して贈与税が課税されます。

⚠ 記載の税務のお取扱いは、平成21年2月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは、将来変更される可能性があります。個別のお取扱いについて、詳しくは、所轄の税務署等にご確認ください。

ご契約について

契約日 (= 責任開始日)	保険契約をお申込みをいただきアクサ フィナンシャル生命が保険料を受け取った日となります。(アクサ フィナンシャル生命の承諾が必要)
契約者	個人の方のみとなります(法人契約はできません)。
被保険者	契約者ご本人または契約者の3親等以内のご親族で15歳から80歳までの方となります。(契約年齢は契約日における満年齢)
死亡給付金受取人	被保険者の3親等以内のご親族からご指定いただけます。
年金受取人	契約者または被保険者からご指定いただけます。
後継年金受取人	年金受取人が死亡されたときに、その受取人の権利および義務のすべてを継承する人を法定相続人からご指定いただくことができます(ご指定は任意)。
年金の種類	契約時は「確定年金」「保証期間付終身年金」「一時金付終身年金」からご指定いただけます。 ※契約後、アクサ フィナンシャル生命所定の他の年金種類に変更できます。
年金支払開始年齢	「被保険者年齢 + 10 歳以上」の年齢かつ90歳以下(1歳刻み)でご指定いただけます。
告知書	契約時に職業等をご記入いただけます。 ※重要なことからについて事実と異なる告知をされますと告知義務違反となり、ご契約が解除され、給付金などをお支払いできない場合があります。
保険料払込方法	一時払
クーリング・オフ	ご契約の申込日、または一時払保険料充当金がアクサ フィナンシャル生命の口座に着金した日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、お申込みいただいた金額を全額お返しします。
基本保険金額(一時払保険料)	100万円以上通算5億円以下/1,000円単位
保険料の特別勘定繰入日	「アクサ フィナンシャル生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日」または「契約日からその日を含めて8日目(非営業日の場合は翌営業日)」のいずれか遅い日末に特別勘定に繰り入れます。
据置(運用)期間	10年以上(最長90歳まで)
積立金の移転[スイッチング]	年間12回まで(手数料無料) ※一時払保険料が特別勘定に繰り入れられるまでの間は積立金の移転(スイッチング)はできません。
積立金構成割合の自動調整[リバランス]	お取扱いします。 構成割合1%単位。期間3ヵ月ごと、6ヵ月ごと、1年ごとから指定可能です。
積立金の自動移転[ドルコスト]	契約時は取扱いしません。契約後はお取扱いします。 期間1ヵ月ごと、3ヵ月ごと、6ヵ月ごと、1年ごとから指定可能です。
増額・規則的増額	1万円以上/1,000円単位(基本保険金額が通算5億円まで)
減額	基本保険金額1,000円以上/1,000円単位(減額後の基本保険金額が100万円以上残る範囲) ※基本保険金額100万円のご契約につきましては減額ができませんのでご注意ください。
解約	契約日以後年金支払開始日前日までのお申出に限りお取扱いします。解約払戻金は、解約に必要な書類をアクサ フィナンシャル生命の本社が受付けた日末の積立金額となります。 ※書類がアクサ フィナンシャル生命の本社に到着した日が受付けた日となるとは限りませんのでご注意ください。
契約者貸付	1万円以上/1,000円単位 (解約払戻金の50%以内で利息はアクサ フィナンシャル生命所定の利率によります)
年金の早期受取(年金支払移行特約)	契約後3年以上経過した日から年金支払開始日前日までのお申出に限りお取扱いします。
据置期間付確定年金への移行	契約後5年以上経過した日から年金支払開始日前日までのお申出に限りお取扱いします。
死亡給付金の年金受取(年金支払特約)	お取扱いします。 (契約時は36年確定年金のみ選択可)
年金額の制限	10万円以上3,000万円以下/1円単位
年金の種類の変更	お取扱いします(年金支払開始日前日までのお申出に限りです)。
年金支払開始日の変更	お取扱いします(年金支払開始日前日までのお申出に限りです)。
指定代理請求特約	この特約により、年金受取人が年金の請求を行う意思表示が困難である場合等に、年金受取人に代わってご契約者があらかじめ指定した指定代理請求人が年金の請求を行うことができます。

Q's パレットαにかかる費用

変額個人年金保険(Ⅱ型)Q's パレットαのご契約中は以下の費用をご契約者にご負担いただけます。

据置(運用)期間中の費用

すべてのご契約者にご負担いただく費用です。

項目	目的	費用	備考
保険関係費	保険契約の維持および管理等に必要な費用(死亡給付金および災害死亡給付金を支払うための費用を含みます)	特別勘定の資産総額に対して... 年率 1.5%	特別勘定の資産総額に対して左記の年率/365日を毎日積立金から控除します。

特定の取引のご契約者にご負担いただく費用です。

項目	目的	費用	備考
契約者貸付利息	契約者貸付を受けた場合の利息	貸付金額に対して... 当社所定の利率	年単位の契約応当日始に、積立金から控除します。

年金支払期間中の費用

年金支払開始日以後にご負担いただく費用です。

項目	目的	費用	備考
年金管理費	年金支払開始日以後、年金の支払・管理の費用	支払年金額に対して... 1%	年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。
解約控除	解約するのに必要な費用	積立金額に対して... 契約日(増額日)からの経過年数に応じて 7% ~ 1% (下表のとおり)	解約時に積立金から控除します。
	減額するのに必要な費用	積立金額に対して... 契約日(増額日)からの経過年数に応じて 7% ~ 1% (下表のとおり)	減額時に積立金から控除します。

解約控除率表

契約日(増額日)からの経過年数	1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	7年未満	7年以上
積立金に対する解約控除率	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	0%

※契約日(増額日)から7年以上経過している場合は解約控除はありません。

その他の費用

上記の他に間接的にご契約者にご負担いただく費用は次のとおりです。

項目	目的	費用	備考
資産運用関係費	特別勘定の運用にかかわる費用。特別勘定の運用対象となる投資信託の信託報酬等が含まれます。	日本株式型Ⅱ ... 年率 1.082% 程度(税抜 1.03% 程度) 日本中小型株式型Ⅱ ... 年率 1.26% 程度(税抜 1.20% 程度) 海外株式型Ⅱ ... 年率 0.84% 程度(税抜 0.80% 程度) 海外債券型Ⅱ ... 年率 0.7035% 程度(税抜 0.67% 程度) ハイブリッド株式型Ⅱ ... 年率 0.987% 程度、実質年率 2.016% 程度(税抜 0.94% 程度、実質 1.92% 程度) ※この他に実績報酬がかかる場合もあります。 ハイブリッド・バランス型Ⅱ ... 年率 1.26% 程度、実質年率 1.785% ± 0.2% 程度(税抜 1.20% 程度、実質 1.70% 程度) 世界分散型Ⅱ ... 年率 0.9975% 程度(税抜 0.95% 程度)	各特別勘定で利用する投資信託において、信託財産に対し所定の率を乗じた金額が信託報酬等として毎日控除されます。

※資産運用関係費は、将来変更されることがあります。

●その他お客さまにご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金がかかりますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

保険の世界ブランド「AXA」



AXA Group

AXAグループ

AXAは1817年にフランスで生まれ、世界55の国と地域のお客さまから信頼をいただいている世界最大級の保険・金融グループです。フィナンシャル・プロテクションをコアビジネスとしています。

AXAグループ2007年のKey figures

- 世界約**17万人**の従業員とディストリビューターが、お客さまのニーズに即した質の高いサービスを提供しています。
- 総売上 約**14兆8,221億円** (約936億ユーロ)
- 運用資産総額 約**209兆5,716億円** (約1兆2,810億ユーロ)
- 純利益 約**8,969億円** (約56億ユーロ)
- S&P保険財務力格付け**AA**

※標記の格付けは2009年2月末時点のAXAグループの主要な保険子会社に対する評価であり、将来的には変化する可能性があります。また、格付けは格付機関の意見であり、保険金支払い等についての保証を行なうものではありません。総売上、純利益/1ユーロ=158.3円(2007年平均) 運用資産総額/1ユーロ=163.6円(2007年12月31日) 数値は2007年AXAグループ実績

AXA FINANCIAL LIFE

アクサ フィナンシャル生命

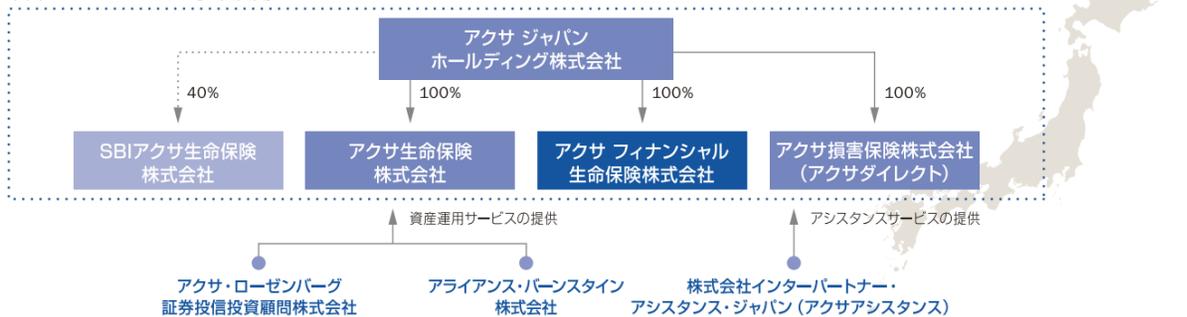
アクサ フィナンシャル生命は、世界最大級の保険・金融グループAXAの一員です。持ち株会社であるアクサ ジャパン ホールディング株式会社のもと、銀行・証券会社などの金融機関を通じた保険の窓口販売を中心に事業を展開し、日本におけるAXAのフィナンシャル・プロテクション事業の一翼を担っています。

アクサ フィナンシャル生命2007年度のKey figures

- 保険料等収入 **1,010億円**
- 総資産 **3,735億円** (2008年3月末現在)
- 保有契約高 **2兆2,879億円** (2008年3月末現在)
- ソルベンシー・マージン比率 **911.7%** (2008年3月末現在)
- S&P保険財務力格付け**A+**

※標記の格付けは2009年2月末時点の評価であり、将来的には変化する可能性があります。また、格付けは格付機関の意見であり、保険金支払い等についての保証を行なうものではありません。

日本におけるAXAの事業展開



⚠️ ご注意

Q'sパレットαは、資産の管理・運用を、他の保険種類とは明確に区分し、独立した特別勘定にて行います。経済情勢や運用状況によっては高い収益性を期待できますが、一方で株式その他の有価証券や為替の価格変動等による運用リスクはご契約者に帰属します。ご契約者の判断と責任において十分にご検討のうえお申込みください。

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」はご契約について大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ大切に保管してください。